



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一

○建築基準法による道路の指定………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………（同）…二

告示（選）

○政治団体の届出………三

○政治団体の届出事項の異動の届出………六

○政治団体の解散の届出………九

○資金管理団体の指定の届出………一〇

○資金管理団体の届出事項の異動の届出………一一

○資金管理団体の取消しの届出………一二

○平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正………一三

告示（支）

○東京都懸垂電車運輸営業の一時休止………一三

告示

○開発行為に関する工事完了………三
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出………三
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

●東京都告示第千四百三十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十二年十一月二十四日
東京都知事 石原 慎太郎

一 日時 平成二十二年十二月二日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ミリオホームズ

(二) 代表者氏名 代表取締役 関根 淳一

(三) 主たる事務 渋谷区道玄坂二丁目十番七号 新大森所の所在地 ビル二号館

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第四九八二九号

(五) 免許年月日 平成十八年四月二十四日

●東京都告示第千四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十二年十一月五日
狛江市岩戸北一丁目千二百九番九、千二百一十一番八、同番十及び同番十六から同番十八までの各一部、千二百一十二番十、同番二十一から同番二十六まで並びに千二百二十七番八、千二百二十八番八及び岩戸北二丁目千二百二十九番の各一部並びに同番地先

●東京都告示第千四百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十一年東京都告示第九百六十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十四日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 江戸川区松江六丁目百五十八番

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第千四百四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第二項の規定により、平成十八年東京都告示第千五十八号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次
のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十四日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 中野区中央二丁目五十二番四及
び同番五

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 シスー・二ージクロロエチレン及
びテトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第千四百四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十四日

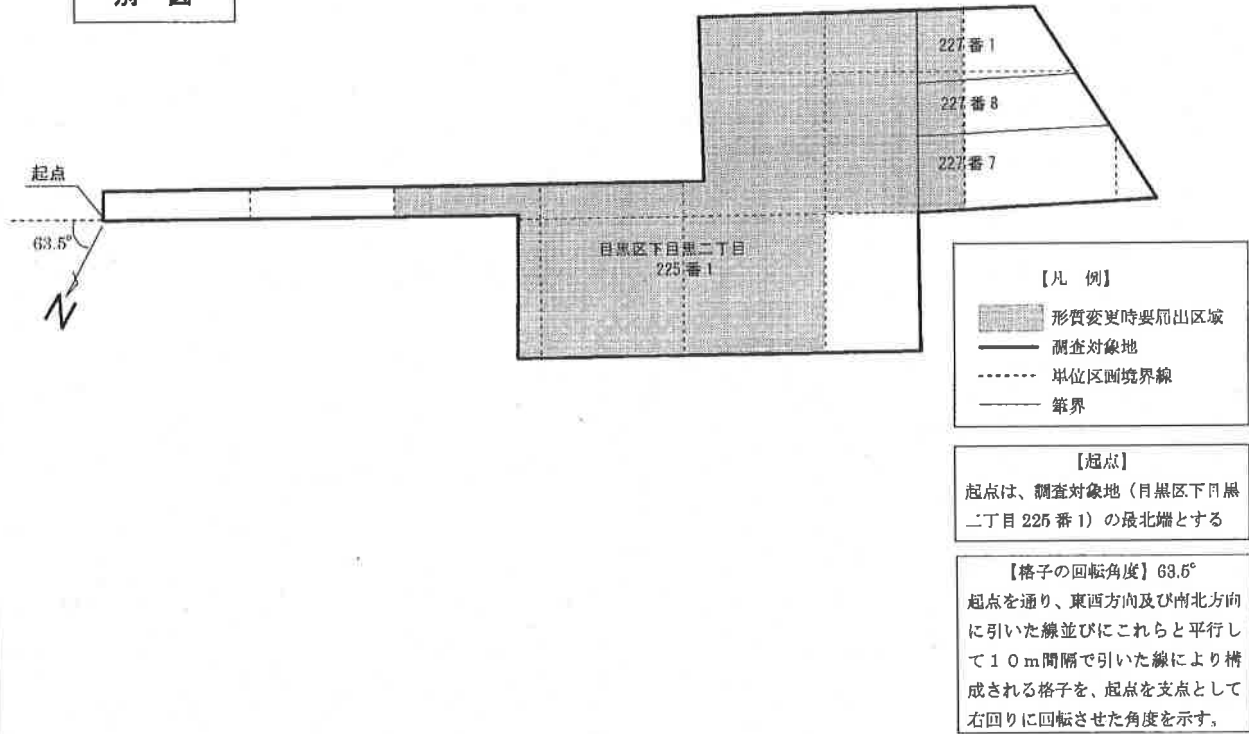
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区下目黒
二丁目二百二十五番一、二百二十七番一、同番七及び同
番八の各一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及び
その化合物、六価クロム化合物並びにシスー・二ージ
クロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（同法第六条の三の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十四日

東京都選挙管理委員会